● 株式に関する各種手続のお申出先について
証券会社でお取引をされている株主様 ＜お申出先＞
 お取引のある証券会社
 （ただし、未払い配当金のお支払いについては、下記三井住友信託銀行株式会
社の連絡先となります。）
＜お手続の内容＞
住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定、相続に伴うお
手続等
特別口座に記録されている株主様
特別口座について
株券電子化の施行日(平成 21 年１月
５日)前に証券保管振替機構（ほふり）
を利用されていなかった株主様のご所
有株式は、三井住友信託銀行株式会社
の口座（特別口座）に記録されておりま
す。
＜お申出先＞
 下記三井住友信託銀行株式会社の連絡先
＜お手続の内容＞
証券会社のお取引口座への振替請求（※）のほか、住所変更、単元未満株式の
買取・買増、配当金受取方法の指定、相続に伴うお手続等

※ 特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社にお取
引口座を開設し、株式を振り替えるお手続が必要となります。

株主名簿管理人および特別口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）の連絡先
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 電話 0120-782-031（フリーダイヤル 受付時間：平日 9：00～17：00）